

平成27年9月18日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成27年度9月期）

総務省は、平成27年度9月期分の交通安全対策特別交付金の額を9月18日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

31,661百万円

2 現金交付

平成27年9月29日（火）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

連絡先

自治財政局交付税課 鈴木・西林

代表 03-5253-5111

直通 03-5253-5624

FAX 03-5253-5625

平成27年度交通安全対策特別交付金
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	733	678
2 青森	207	103
3 岩手	222	111
4 宮城	269	295
5 秋田	179	89
6 山形	232	116
7 福島	363	180
8 茨城	459	229
9 栃木	302	151
10 群馬	475	237
11 埼玉	984	654
12 千葉	736	484
13 東京	1,612	805
14 神奈川	759	1,052
15 新潟	278	268
16 富山	180	90
17 石川	182	91
18 福井	123	61
19 山梨	152	75
20 長野	391	192
21 岐阜	331	165
22 静岡	655	692
23 愛知	1,156	974
24 三重	299	150
25 滋賀	223	111
26 京都	259	320
27 大阪	1,057	1,048
28 兵庫	820	641
29 奈良	195	96
30 和歌山	149	74
31 鳥取	79	39
32 島根	114	56
33 岡山	293	305
34 広島	358	351
35 山口	230	115
36 徳島	147	73
37 香川	234	117
38 愛媛	226	113
39 高知	119	57
40 福岡	808	901
41 佐賀	231	116
42 長崎	228	114
43 熊本	218	235
44 大分	213	106
45 宮崎	288	144
46 鹿児島	334	166
47 沖縄	213	105
合計	18,315	13,346

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

